

○米沢市行政経営市民会議条例

平成12年6月27日

条例第46号

改正 平成16年6月29日条例第18号

平成27年7月1日条例第27号

(題名改称)

(設置)

第1条 市長の附属機関として、米沢市行政経営市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(平27条例27・一部改正)

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の行政経営全般に関し、意見を述べること。
- (2) 本市の行財政改革の推進に関し、意見を述べること。
- (3) 本市の地方創生の推進に関し、意見を述べること。

(平27条例27・一部改正)

(組織)

第3条 市民会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(平16条例18・平27条例27・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民会議に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平27条例27・一部改正)

(会議)

第6条 市民会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 市民会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 市民会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(平27条例27・一部改正)

(関係者の出席等)

第7条 市民会議は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(平27条例27・一部改正)

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が市民会議に諮って定める。

(平27条例27・一部改正)

附 則

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月29日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年7月1日条例第27号)

この条例は、平成27年7月1日から施行する。